

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年1月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当山 尚 幸

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
具志孝助	具志孝助後援会	平成28年9月30日
前田和洋	本気の会	平成28年10月6日